# 近年制定された他都府県条例

# 目 次

青森県1ページ東京都6ページ

三重県 11ページ

大阪府 16ページ

和歌山県 21ページ

高知県 26ページ

長崎県 32ページ

# ● 条例条文

青森県犯罪被害者等支援条例(令和元年青森県条例第25号)

# 目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策(第十条—第二十一条)

第三章 犯罪被害者等支援に関する施策の推進(第二十二条—第二十四条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被 害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者 等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮 らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ す行為をいう。次号において同じ。)により害を被った者及びその家族又は 遺族をいう。

  - 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、 又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援するための取組をい う。
  - 四 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援 に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定す る犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体 をいう。

(基本理念)

- 第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被

- 害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、 二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者 等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して行われなければならな い。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める犯罪被害者等支援についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び 犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることの ないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援 に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援を行うよう 努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよ う努めなければならない。

(総合的な支援のための体制)

- 第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の 犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体 制を整備するものとする。
- 2 県は、犯罪被害者等支援に関し、犯罪被害者等支援のために必要な事項について情報を共有する等関係する地方公共団体との連携に努めるものとする。

(推進計画)

- 第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 犯罪被害者等支援に関する施策の方向
  - 二 その他犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 4 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を公表しなければならない。 第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策 (相談及び情報の提供等)
- 第十条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る損害賠償の請求に資するため、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減に資する ため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるもの とする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十三条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全 を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯 罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるもの とする。

(居住の安定)

第十五条 県は、その受けた被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)第二条第一号に規定する県営住宅への入

居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者に対する啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事に関する手続に適切に 関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況 に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第十八条 県は、犯罪被害者等の保護又は犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進等)

第十九条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等支援についての理解を深め、 及び二次被害を防止するため、広報活動及び教育の充実等必要な施策を講ず るものとする。

(人材の育成等)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第二十一条 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に従事する者に対する心理に関する支援等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等支援に関する施策の推進

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を実施する場合には、必要な情報の提供及び助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# ● 条例条文

東京都犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的な施策(第十一条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに東京都 (以下「都」という。)、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者(以下「犯罪被害者」という。) 及びその家族又は遺族をいう。
  - 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減 し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
  - 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
  - 五 再被害 犯罪被害者等が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項の団体をいう。) その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

# (基本理念)

- 第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい 処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害 の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行 われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのな いよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

# (都の責務)

- 第四条 都は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- 2 都は、区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することが できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。 (都民の役割)
- 第五条 都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施

策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び 犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当 たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被 害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び都が実施する犯罪被害 者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援計画)

- 第八条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
  - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴く ものとする。
- 4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、支援計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。 (総合的な支援体制の整備)
- 第九条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十二条 都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、 その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指 導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪 被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、 犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ず るものとする。

(雇用の安定等)

第十五条 都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 都は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第十七条 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が 都の区域内(以下「都内」という。)で発生した場合において、当該事案によ る犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体 その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必 要な緊急支援を実施するものとする。

(都内に住所を有しない者への支援)

第十八条 都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携し、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(都民の理解の増進)

- 第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性 及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民 の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 (民間支援団体に対する支援)
- 第二十条 都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担 う人材(以下「支援従事者」という。)を育成するための研修の実施その他の 必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

- 第二十二条 都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪 被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。
- 2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者 の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する支援計画は、第八条第一項の規定により定められたものとみなす。

# ● 条例条文

三重県犯罪被害者等支援条例(平成31年三重県条例第3号)

# 目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 推進体制の整備(第八条-第十四条)
- 第三章 基本的施策 (第十五条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援(以下「犯罪被害者等支援」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられる ことをいう。
  - 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
  - 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の 団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、 犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び 原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応 じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。 (県の責務)
- 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策 (以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する 責務を有する。
- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係 機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を 図るものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び 犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当た っては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施す る犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の青務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識 及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害 者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に 関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び 犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者 等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。 この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画)

- 第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪 被害者等支援に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定 めるものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
  - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要 な事項
- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映する ために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。 (支援従事者の育成)
- 第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者(以下「支援従事者」という。) に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に 対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実 施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

- 第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施 するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとす る。
- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、 協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

- 第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。 (安全の確保)
- 第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。 (居住の安定)
- 第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪 被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営 住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

- 第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労 に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の 必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環 境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支 援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 (県民の理解の促進)
- 第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。 (学校における教育の促進)
- 第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

# ● 条例条文

大阪府犯罪被害者等支援条例(大阪府条例第二号)

# 目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本的な施策 (第九条-第十八条)

第三章 推進の体制等(第十九条-第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府 民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等 支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ 計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯 罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができ る社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
  - 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
  - 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解 又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機 関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の 不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
  - 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

#### (基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、 その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推 進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び 原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に 応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等 支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければなら ない。

(府の責務)

- 第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 府は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。 (府民の責務)
- 第五条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の青務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び 犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当 たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施 する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (民間支援団体の責務)
- 第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (犯罪被害者等支援に関する指針)
- 第八条 府は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
  - 二 犯罪被害者等支援に関する施策

- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な 事項
- 3 府は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等や府民の意見 を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 府は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。
- 6 府は、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第八条第一項に 規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、 指針の見直しを行う。
- 7 府は、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表するものとする。 第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第九条 府は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十一条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止 し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯 罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ず るものとする。

(居住の安定)

第十二条 府は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、大阪府営住宅条例(昭和二十六年大阪府条例第四十五号)第二条第四号に規定する府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十三条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十四条 府は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(府民の理解の増進)

第十五条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について府民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十六条 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第十七条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の 支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の 必要な施策を講ずるものとする。

(調査及び情報の収集)

第十八条 府は、犯罪被害者等の意見の把握に努める等、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けて調査及び情報の収集を行うものとする。

第三章 推進の体制等

(被害者支援調整会議)

- 第十九条 府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な 犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置 する。
- 2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯 罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に 必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(個人情報の収集及び適切な管理)

- 第二十条 府の実施機関(大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号) 第二条第五号に規定する実施機関をいう。)は、犯罪被害者等支援を行うに当 たり必要な範囲内において、他の実施機関及び犯罪被害者等、市町村、民間支 援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものから、犯罪等により被害を 受けた事実その他の要配慮個人情報(同条第二号に規定する要配慮個人情報 をいう。)を含む個人情報(同条第一号に規定する個人情報をいう。)を収集す ることができる。
- 2 府は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの

連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、 構成員等に対し、当該情報を府の職員に準じて適切に取り扱うよう求めるも のとする。

(財政上の措置)

第二十一条 府は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための 取組指針は、第八条第一項の規定により定められた犯罪被害者等支援に関す る指針とみなす。

# ● 条例条文

和歌山県犯罪被害者等支援条例(平成30年和歌山県条例第15号)

第1章 総則(第1条一第9条)

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策(第10条—第22条) 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに 県、県民、事業者及び犯罪被害者等支援団体の責務を明らかにするととも に、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることによ り、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって 犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。
  - (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
  - (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復し、又 は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をい う。
  - (5) 犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわし い処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害(二次的被害を含む。)の状況及び原因、犯罪 被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければな らない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏 な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れること なく受けることができるよう、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、犯罪被害者等支援団体その他の 関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければらない。 (県の青務)
- 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪 被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す る。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を 害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実 施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならな い。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮すると ともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性 についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施 策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第7条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに人材の養成及び資質の向上を図るよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援基本計画)

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進

を図るため、犯罪被害者等の支援のための基本的な計画(以下この条において「犯罪被害者等支援基本計画」という。)を定める。

- 2 犯罪被害者等支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 犯罪被害者等の支援のための基本方針
  - (2) 犯罪被害者等の支援のための具体的な施策
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、犯罪被害者等支援基本計画を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第9条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の 措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現 を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の 助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活資金の貸付け等)

- 第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害(二次的被害を含む。)により日常生活に支障を来すことがないよう、経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する生活資金の貸付け等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)
- 第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等又は二次的被害により 心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じ

た適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害(二次的被害を含む。) を受けることを防止し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第18条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害(二次的被害を含む。)に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪 被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深 めるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第20条 県は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに県の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する援助)

第21条 県は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者 等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報 の提供、人材の育成支援等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第22条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# ● 条例条文

高知県犯罪被害者等支援条例(令和2年条例第3号)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(定義)
- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
  - (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援 に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者 等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする 民間の団体をいう。
  - (5) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は 軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその 被害に係る法的手続に適切に関与することができるようにするための支援 をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい 処遇を保障される権利が尊重されること。
  - (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等

が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、 二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。

- (3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県民、事業者、市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて、その調整を行い、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み、市町村が犯 罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の 提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

- 第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び 犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせる ことのないよう十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 県民は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及 び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行う に当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努め るものとする。
- 2 事業者は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、 及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関 し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及 び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとす る。

2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況 に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、 二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者 等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等 の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細か な支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関す る施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に 取り扱わなければならない。

第2章 基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じるとともに、必要な助言、情報の提供、関係機関等への働き掛け、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校における支援等が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、

その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次 被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の 支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるもの とする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第19条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に 関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進の体制等

(連携体制の整備)

第20条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係 するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体 制を整備するものとする。

(支援に関する指針)

- 第21条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項
- 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する高知県犯罪 被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために 必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。
- 6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。 (高知県犯罪被害者等支援推進会議)
- 第22条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下この条において「推進会議」という。)を置く。
- 2 県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措 置を講ずるものとする。
- 3 推進会議は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、委員12人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が 委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。
- 9 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 10 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 12 推進会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。
- 13 前各項に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(財政上の措置)

第23条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 ◆ 条例条文長崎県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 基本的施策 (第13条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
  - (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
  - (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理 解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、

報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、 身体の不調、名誉の毀損(きそん)、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給 等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第 1項に規定する団体をいう。)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体 をいう。

## (基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重ん ぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨と して推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよ

う十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び 犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっ ては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する 犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

- 第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に 関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援 に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他 の協力を行うものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門 的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する 犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

- 第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪 被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施す るものとする。
- 2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと 連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するも のとする。
- 3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な

事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

- 第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下この条において「支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
  - (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項
- 3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映する ために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応

じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その 他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、 経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとす る。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、 その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指 導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を 講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(長崎県営住宅条例(平成9年長崎県条例第31号)第2条第5号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活

動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及 び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、 教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育と支援)

- 第20条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等 支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資 する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況 に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を 図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事 する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担 う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。